

法 令 等 名	火薬類取締法
根 拠 条 項	第25条第3項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	火薬類取締法 第25条第1項（消費） 第25条第3項（消費の許可の取消し） 第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準	爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	消費地を管轄する警察署生活安全課保安係
備 考	